

## 事務局組織運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会（以下「この法人」という。）の定款第53条第4項の規定に基づき、この法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局に総務部、海難審判部及び調査研究部を置く。

2 第1項の部に、必要がある場合には、課を置くことができる。

(事務分掌)

第3条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定款及び諸規程に関すること。
- (2) 登記、許認可及び諸届に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (5) 人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (6) 秘書に関すること。
- (7) 理事会及び評議員会に関すること。
- (8) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (9) 予算及び決算に関すること。
- (10) 収入及び支出に関すること。
- (11) 資金計画及び財産の管理運用に関すること。
- (12) 契約に関すること。
- (13) 現金、預金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。
- (14) 事務の総合調整に関すること。
- (15) 他の部の所掌に属さない事務に関すること。

第4条 海難審判部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業に関すること。
- (2) 定款第4条第2号に規定する権利擁護事業に関すること。
- (3) 定款第4条第3号に規定する事業に関すること。
- (4) 定款第4条第5号に規定する事業に関すること。
- (5) 定款第4条第6号に規定する事業に関すること。

第5条 調査研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定款第4条第3号に規定する事業に関すること（海難審判部の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 定款第4条第4号に規定する事業に関すること。

(3) 定款第4条第5号に規定する事業に関すること（海難審判部の所掌に属するものを除く。）。

(4) 定款第4条第6号に規定する事業に関すること（海難審判部の所掌に属するものを除く。）。

(職制)

第6条 事務局に事務局長を置くことができる。

2 部に部長を置くとともに、必要がある場合は、次長及び課長を置くことができる。

第7条 事務局長は、事務局の所掌を統括する。

2 部長は、命を受け、その担当する部の所掌事務を統括する。

3 部次長は、命を受け、部長を補佐して部の所掌事務を整理し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 課長は、命を受け、その担当する課の所掌事務を整理する。

第8条 事務局に、必要がある場合には、臨時職員を置くことができる。

(補則)

第9条 前各条に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

2 事務局の組織及び事務分掌要領(昭和57年1月4日達第1号)は、廃止する。